人と動物の共生する地域社会の実現をめざして

令和7年度／2025年度

茨城県動物指導センター 事業概要

目　　次

第１章　総　　説

１　沿　革 …… 1
２　施設の概要 …… 3

３　組　織　等
（１）機構及び業務内容 …… 6
（２）職員配置 …… 7

４　管轄区域図 …… 7

第２章　事業の概要

Ⅰ　愛護推進事業
１　動物愛護の普及啓発
（１）動物愛護月間その他の啓発活動 …… 8
（２）動物なんでも相談 …… 8
（３）動物愛護教室 …… 9
（４）動物ふれあい教室 …… 9
（５）各種催事への参加等 …… 9

２　犬・猫の譲渡
（１）譲渡実績 …… １０
（２）譲渡会実施内容 …… １０

３　犬・猫の不妊去勢手術
（１）動物指導センターにて実施した不妊去勢手術 …… １１
（２）民間動物病院にて実施した不妊去勢手術費用の補助 …… １１

４　子猫のミルクボランティア …… １１

５　茨城県動物愛護推進員制度 …… １１

Ⅱ　保護指導事業
１　狂犬病予防事業 …… １２

２　野犬化防止、飼い主不明犬・猫の対策
（１）飼い犬・猫の引取り業務 …… １２
（２）野犬、飼い主不明犬の捕獲・保護対策及び猫の保護対策 …… １２

３　咬傷事故対策
（１）咬傷事故犬のけい留指導・捕獲作業 ……１２
（２）事故調査と再発防止指導、被害者等の救済 ……１３
（３）狂犬病サーベイランス ……１４

４　犬・猫の逸走・保護対策
（１）公表関係 ……１４
（２）逸走・保護情報の照合作業 ……１４
（３）負傷動物の収容 ……１４

５　犬・猫についての困りごと相談受付 ……１４

６　動物の管理及び処分業務
（１）管理業務 ……１５
（２）処分業務 ……１５
（３）犬・猫の収容頭数及び処分頭数の減少化 ……１５

７　多頭飼養届の受理業務 ……１５

８　動物取扱業の登録等
（１）第一種動物取扱業の登録申請受付件数及び登録件数等 ……１６
（２）動物取扱責任者研修実施結果 ……１６
（３）第二種動物取扱業の届出受付件数等 ……１６

９　特定動物の飼養許可 ……１７

第３章　資　　料

１　令和７年度　動物なんでも相談件数 ……１８
２　令和７年度　動物愛護教室 ……１９
３　令和７年度　動物ふれあい教室……１９
４　令和７年度　適正飼養推進事業　（イベント等、出張講座）……１９
５　犬の収容頭数と内訳 ……２０
６　特定犬飼養頭数 ……２１
７　猫の引取り・保護状況 ……２１
８　年度別　犬・猫の収容・返還・譲渡・殺処分の状況 ……２２
９　年度別　犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移 ……２２
10　特定動物の飼養目的別許可件数及び許可頭数 ……２３

第１章　　総　　説

１　沿革

昭和 25 年　８月　○「狂犬病予防法」の施行に伴い、保健所が業務を所管。
○犬の登録、狂犬病予防注射の実施・犬の捕獲抑留。
昭和 48 年 10 月　○「動物の保護及び管理に関する法律」が、議員立法で制定。
昭和 49 年　４月　○「動物の保護及び管理に関する法律」が施行。
昭和 54 年　６月　○「茨城県動物の保護及び管理に関する条例」を制定。
笠間市日沢に、茨城県動物指導センターを開設し、狂犬病予防法、動物保護管理法関係業務を所管。同センター動物棟で、保健所に収容された犬、猫の収集保管及び殺処分業務を開始。
○業務課、保護指導課、防疫課の３課を置く。
昭和 57 年　○動物愛護週間に伴う動物愛護フェスティバル事業の毎年開催を開始。
昭和 57 年　９月　○ 茨城県財務規則の改正によりか所が公所になる。
昭和 60 年　９月　○「狂犬病予防法」の一部改正により、狂犬病予防注射が年１回となる。
昭和 61 年　９月　○総理府との共催事業として「動物愛護フェスティバル’86 いばらき」事業を実施。
昭和 62 年　４月　○動物指導業務の一元化に伴う茨城県行政組織規則等の一部改正。
○保健所で分掌していた動物指導業務（犬の捕獲、犬猫の引取業務）を動物指導センターに一元化し、保健所での業務を廃止。
○組織の変更を行い、業務課を管理課に、保護指導課を保護課に改称、新たに指導課を設置。管理課、保護課、指導課、防疫課の４課体制となる。予防指導主査を新設。
○保健所での犬猫取引業務廃止に伴う代替措置として、市町村の公民館等を巡回して引取を行う「定時定点引取」業務を開始。
平成元年４月　○小学校飼育動物の検診等を通じ、小学校児童を対象とした動物愛護思想の普及啓発を行う「動物ふれあい教室」事業を開始。
平成２年３月　○管理棟の増改築竣工。
平成４年３月　○動物棟の増改築竣工。
平成５年４月　○犬猫譲渡情報バンク事業を開始し、飼育希望者と提供者の情報仲介を行い、併せて繁殖制限措置指導。
平成６年１月　○車庫棟が竣工。
平成７年４月　○「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録が年１回より生涯１回となる。
平成８年３月　○動物棟の増改築竣工。
平成 11 年 12 月　○「動物の保護及び管理に関する法律」が改正され、法律の名称を変更。
平成 12 年　４月　○「狂犬病予防法」の一部改正に伴い、犬の登録及び狂犬病予防注射が市町村に移管。
平成 12 年 12 月　○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行。
○法改正に合わせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、条例の名称を変更。

平成 13 年４月　○動物指導センターのホームページを開設。
平成 13 年 12 月　○「茨城県動物愛護推進員」の委嘱を開始。（132 名委嘱）
平成 14 年７月　○殺処分焼却設備の排出ガス処理施設を増設。
平成 15 年４月　○機構改革により、予防指導主査を廃止。指導課を保護指導課に、保護課を愛護推進課に改称し、防疫課を廃止。管理課、保護指導課、愛護推進課の３課体制となる。
平成 15 年５月　○「茨城県動物愛護推進計画」を策定（第 1 期）。
平成 15 年 10 月　○譲渡子犬の「しつけ方教室」を開始。
平成 16 年 10 月　○犬・猫の引取りを有料化。
平成 17 年　６月　○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成 18 年 6 月 1 日から施行。
平成 18 年　３月　○法改正に合わせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成 18 年 6 月 1 日から施行。
平成 20 年　３月　○「茨城県動物愛護推進計画」を改定（第 2 期）。
平成 22 年　３月　○3 月末をもって「定時定点引取」業務を廃止。
平成 23 年　３月　○東日本大震災が発生。（11 日）
被災者に係るペット動物の相談業務を行う。支援ペットフード等の配布を行う。
平成 24 年　３月　○動物棟内の仕切り柵等による内部室改修を行う。（5 室→9 室）
平成 24 年　８月　○「親子見学会」を開始。
平成 24 年　９月　○動物愛護フェスティバルを終了。
平成 24 年 12 月　○災害時における愛玩動物救護マニュアル制定。
平成 25 年　９月　○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」の施行に伴い、引き取り拒否を運用開始。
平成 25 年 12 月　○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成 26 年４月 1 日等から施行。
平成 26 年　３月　○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成 26 年 7 月 1 日から施行。
平成 27 年　９月　○関東・東北豪雨による水害が発生。
被災者に係るペット動物の相談業務、支援ペットフード等の配布を行う。
平成 27 年 10 月　○「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定（第 3 期）。
○「茨城県猫の適正飼養ガイドライン」を策定。
平成 28 年 10 月　○致死処分方法を変更。
平成 28 年 12 月　○「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を制定。
平成 29 年　４月　○「犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」開始。
令和元年　９月　○ドッグラン設置。
令和２年 12 月　○動物棟内部改修し、個別房設置。（18 室）
令和３年　３月　○「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定（第 4 期）。
令和４年　２月　○管理棟微生物室を飼養室として改修。
令和７年　３月　○犬猫譲渡情報バンク事業を終了。
○殺処分焼却設備の運用を終了。
令和７年 12 月　○焼却設備用重油タンク砂入れ廃止。

2　施設の概要

（1）所在地

茨城県笠間市日沢４７番地

（2）土地

使　用　区　分	面　積	取得年度	備　　考
動物指導センター敷地	6,946 ㎡	昭 54	

（3）建物

建 物 の 名　　称	構　　造	延面積 ㎡	建設年度	備　　考
管 理 棟	鉄筋コンクリート造２階	774.24	昭 54	平元　増築
動 物 棟	鉄筋コンクリート造平屋	559.78	〃	昭62　増築 平 3　増築 平 7　増築
付 属 棟	鉄骨造平屋	41.70	昭 55	
車　　庫	鉄骨造平屋	60.00	昭 54	
ポンプ室	コンクリートブロック造	5.85	〃	
車　　庫	鉄骨造平屋	98.00	平 5	
計	6　　棟	1,539.57		

（4）主な設備，車両

名　　称	構造，規格等		数量	取得年度	摘　要	備　　考
殺処分焼却設備	鉄製					
		焼却炉	2 基	昭 62，平 7		令 7.3 末 運用終了
		炭酸ガス処分器	1 基	平 7		
		排出ガス処理施設	1 基	平 14		
車　　両	普通貨物		6 台	平 26～令 4	保護・収容用	2750～2980cc
	小型貨物		2 台	平 13～18	保護・収容用	2980～3050cc
	小型貨物		3 台	平 27～30	調査・連絡用	1490cc

（５）敷地全体図

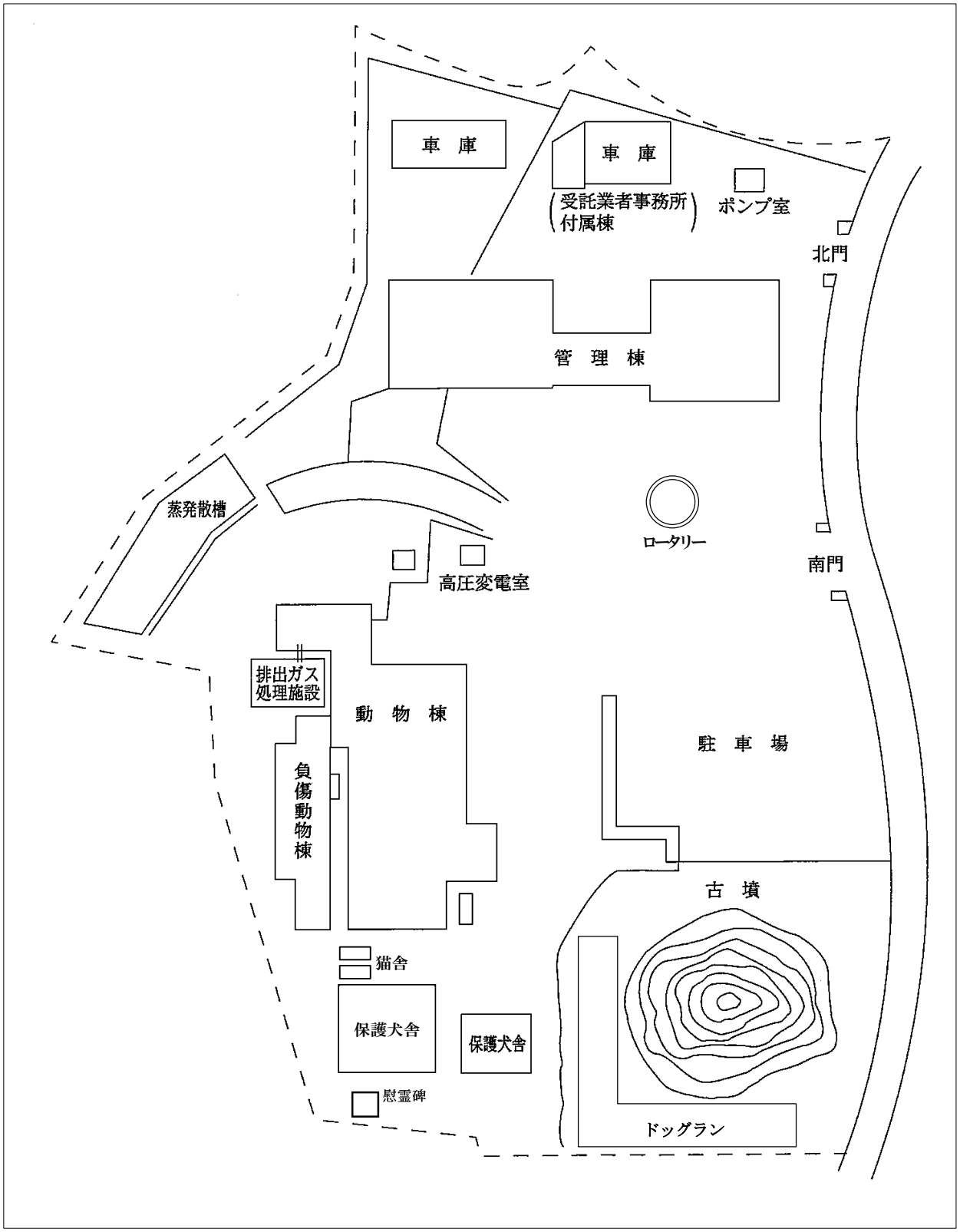
車　庫
車　庫
（受託業者事務所
付属棟）
ポンプ室
北門
管　理　棟
蒸発散槽
ロータリー
南門
高圧変電室
排出ガス
処理施設
動　物　棟
駐　車　場
負傷動物棟
古　墳
猫舎
保護犬舎
保護犬舎
慰霊碑
ドッグラン

（６）建物平面図

○管理棟

1階

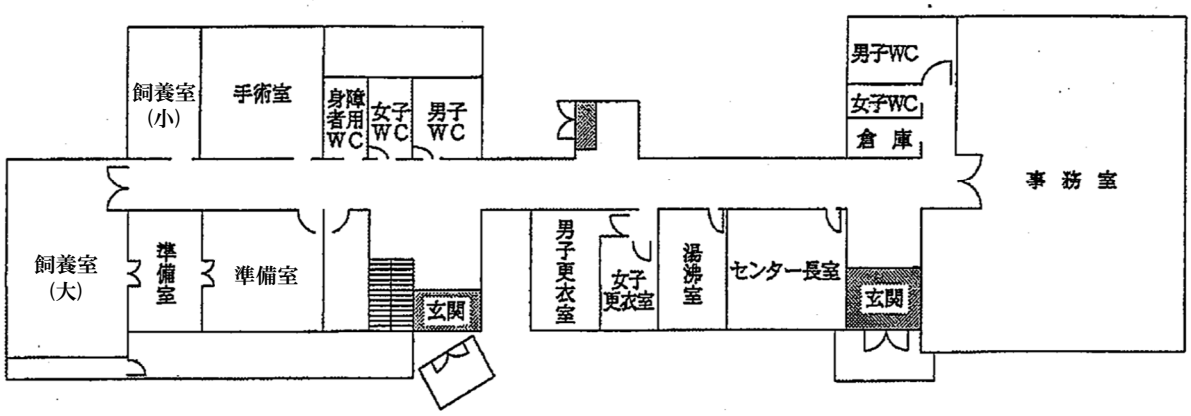

2階

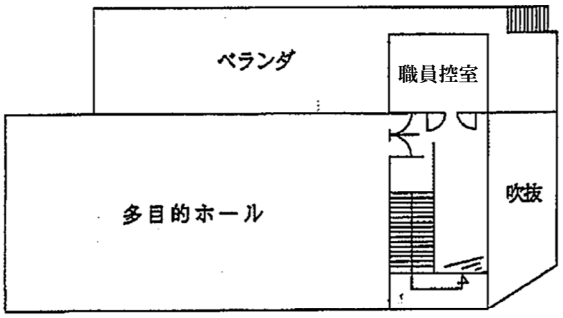

○動物棟

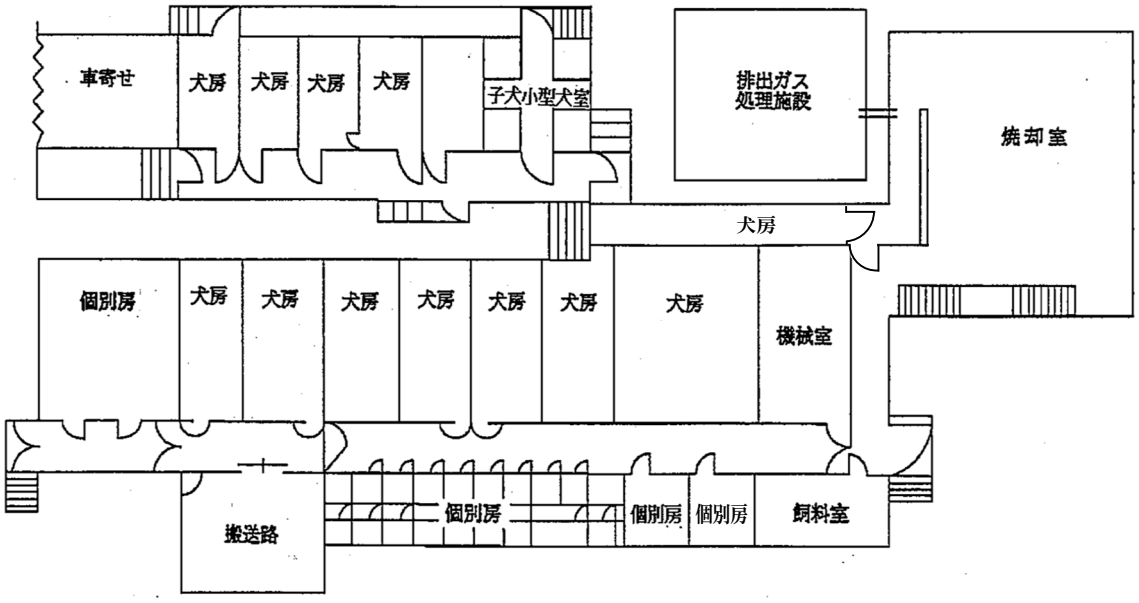

3　組織等

（1）機構及び業務内容（令和８年４月１日現在）

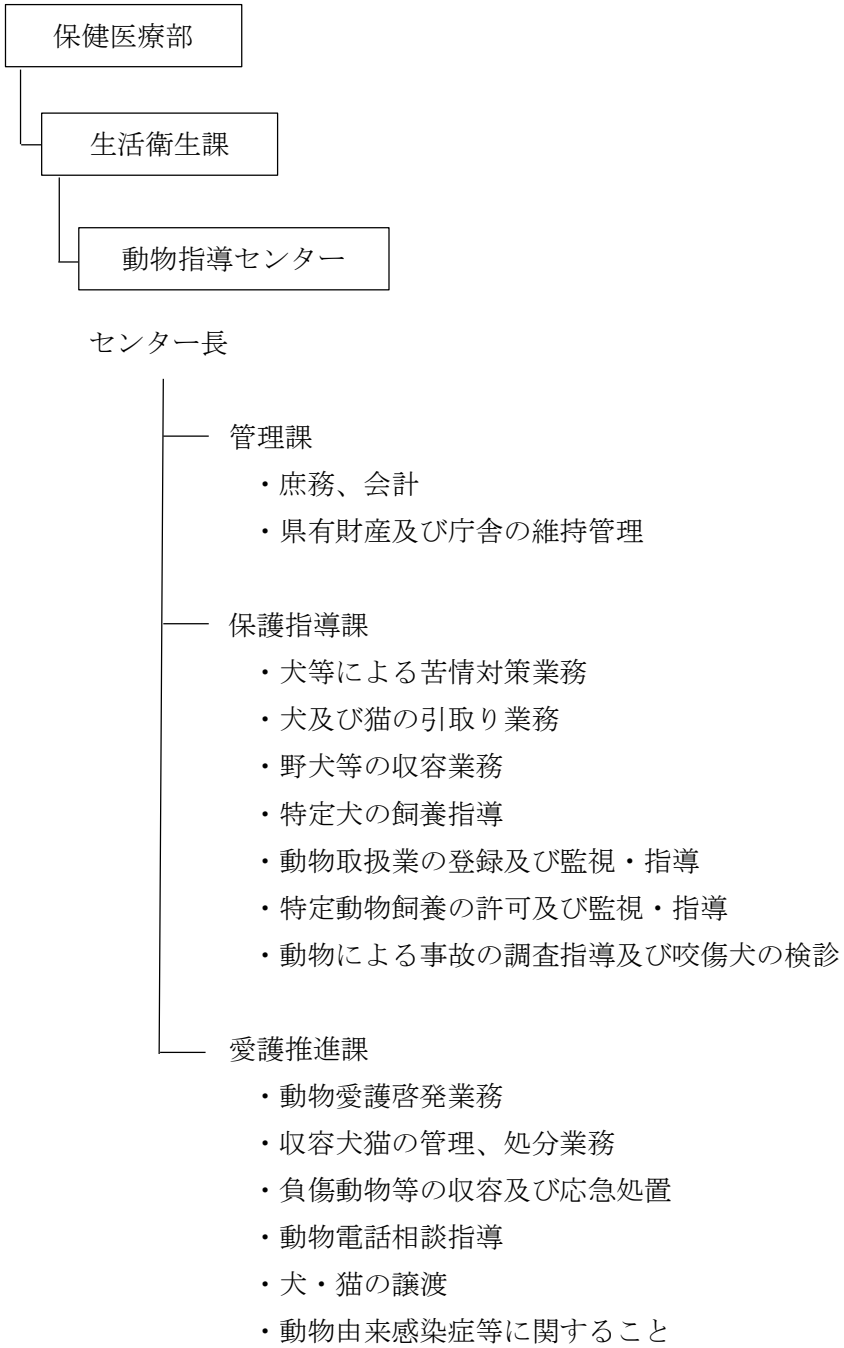

（２）職員配置　　（令和８年４月１日現在）

職種別／課別	事　務	獣医師	技術員	会計年度任用職員	計	備考
センター長		1			1	
管　理　課	2			1	3	
保護指導課	1	5	8	10	24	
愛護推進課	1	4		5	10	
計	4	10	8	16	38	

４　管轄区域図（水戸市を除く）

令和８年４月１日現在（茨城県統計課資料）

面　積	5,881.00　㎢
人　口	2,531,938　人
世帯数	1,126,970　世帯
行政区分	31 市　10 町　2 村

※水戸市中核市移行により
　動物愛護センター設置

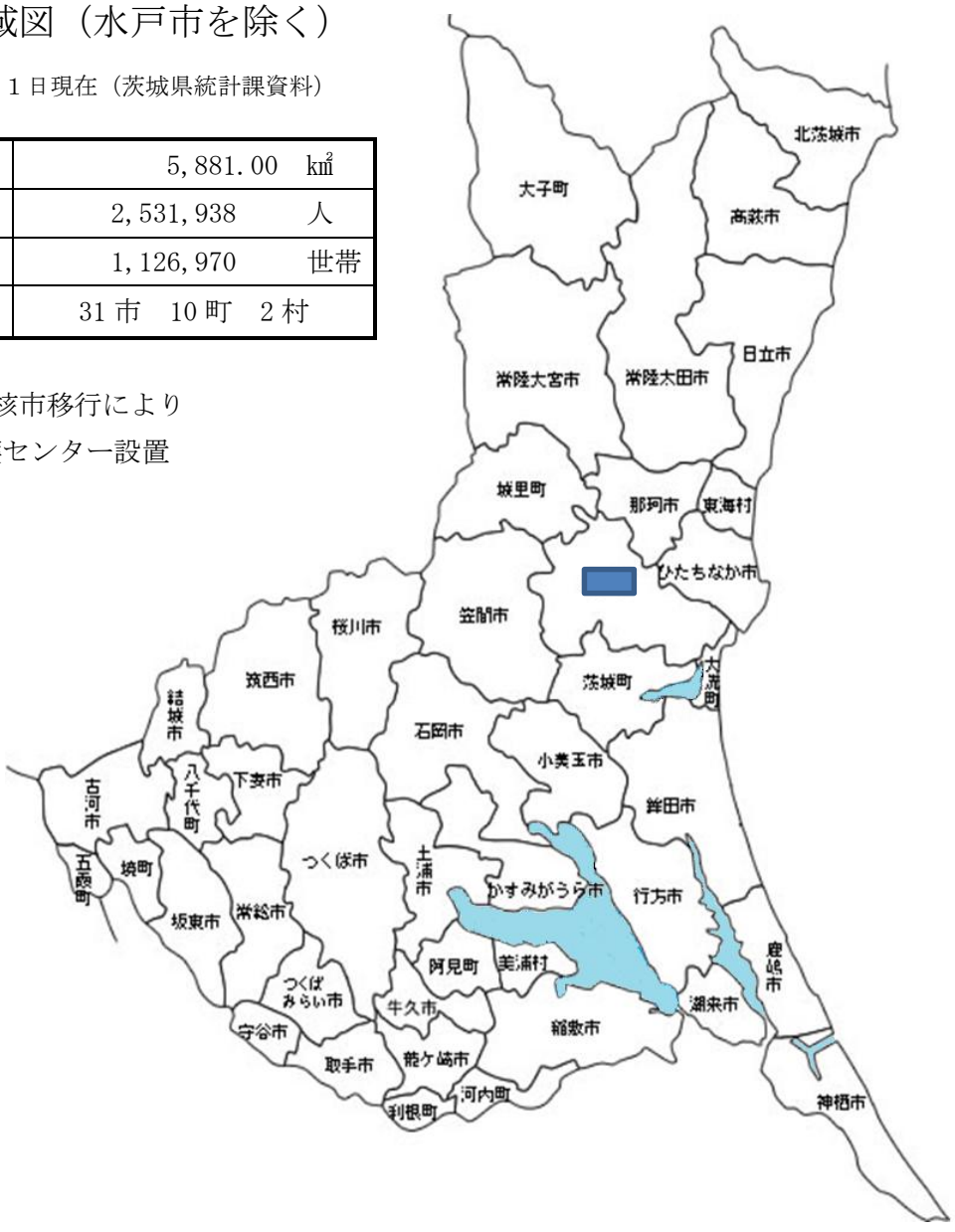

第２章　事業の概要

Ⅰ　愛護推進事業

１　動物愛護の普及啓発

（１）動物愛護月間その他の啓発活動

「動物の愛護及び管理に関する法律」には９月２０日～２６日を「動物愛護週間」と定められているが、茨城県では９月の１ヵ月間を「動物愛護月間」、９月２４日～３０日を「犬猫愛護週間」と定め、啓発活動を実施した。

ア　広報活動

新聞等の取材に応じた。また、市町村広報誌への掲載を依頼した。

イ　動物愛護表彰式

開催期間　　令和７年９月３０日（火）
場　　所　　茨城県立健康プラザ　３階　大会議室

ウ　動物愛護フェア

開催期間　　令和７年９月２７日（土）
場　　所　　茨城県動物指導センター
内　　容　　動物愛護に関する体験イベント及びセンター見学等

エ　動物愛護パネル展

①開催期間　　令和７年９月１７日（水）から９月２９日（月）
場　　所　　県庁行政棟２階　県政広報コーナー
内　　容　　動物愛護に関するパネル展示、啓発資材配布
②開催期間　　令和７年９月２４日（水）から９月３０日（火）
場　　所　　つくばわんわんランド
内　　容　　動物愛護に関するパネル展示、啓発資材配布

（２）動物なんでも相談（動物の捕獲・保護等の実行行為を伴うものを除く）

動物飼育者等の疑問や悩みに答えるため、電話による「動物なんでも相談」を開設し、動物が適切に取り扱われるよう指導した。なお、疑問については必要に応じて各専門家に問い合わせたうえで回答した。

（資料１参照）

・犬に関すること	１，６６２件
・猫に関すること	１，６５５件
・その他哺乳類に関すること	２６件
・鳥に関すること	４９件
・爬虫類に関すること	８件
・両生類に関すること	０件
・魚に関すること	０件
・昆虫に関すること	０件
・その他	２１２件
計	３，６１２件

（３）動物愛護教室

飼い主に捨てられた犬・猫などの不幸な動物の現状を知り、動物を飼う際に必要なことや不幸な動物を減らすための取り組みなどを児童及び生徒自身が考えることを通して、命を大切にする心を育むことを目的とした「動物愛護教室」を実施した。

（資料２参照）

実施学校数　　１校　　実施回数　１回　　対象人数　９１人

（４）動物ふれあい教室

児童がセンターに収容されている動物と実際にふれあうことで不幸な動物の現状を知り、命を大切にする心を育むなど情操教育に寄与し、児童を通じて各世代への動物愛護の考えを周知することを目的とした「動物ふれあい教室」を実施した。

（資料３参照）

実施回数　　２回　　参加組数　　２組　　参加人数　　５人

（５）各種催事への参加等

県内で開催された動物愛護啓発街頭キャンペーン等に参加し、啓発グッズ・チラシを配布するとともに、県内各地に出向き、動物愛護の意識醸成のための講話等を行った。

（資料４参照）

参加イベント数　　７回　　対象人数　　２，１４４人

2　犬・猫の譲渡

犬の譲渡会を開催して模範的な飼い主の育成に努めるほか、ボランティア譲渡登録団体等の協力を得て、センターに収容された犬・猫の譲渡を推進した。

（1）譲渡実績

項目内容	犬		猫	
	子犬	成犬	子猫	成猫
譲　渡　会　①	0	1	0	0
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ譲渡　②	273	282	527	137
随時・特別　③	1	0	0	0
そ　の　他　④	0	0	0	0
計	274	283	527	137

注：①（2）譲渡会実施内容参照

②　ボランティア譲渡登録団体等へ譲渡

登録団体等数　（令和８年３月３１日現在）

団体		個人		計
県内	県外	県内	県外	
9	48	20	15	92

③　譲渡会以外にて譲渡

④　再飼養希望者など

（2）譲渡会実施内容

	回数	参加者		譲渡頭数
		組	人数	
事前講習会	3	3	6	-
マッチング	3	3	6	1

収容した概ね５歳前後の成犬のうち、健康状態及び性格が良好と判断されたものについて、不妊去勢手術及びワクチン接種等を実施し、譲渡対象犬とした。

事前講習会を修了し、模範的な飼い主となり得ると判断した譲渡希望者に対して、トライアルを経た後に譲渡を行った。

譲渡後は、飼い主の聞き取り調査を実施し、適正飼養の確認を行った。

3　犬・猫の不妊去勢手術

譲渡する犬・猫について、ボランティア譲渡登録団体等の希望に応じて、動物指導センターにおいて不妊去勢手術を実施したほか、民間動物病院にて実施する不妊去勢手術の費用を補助した。

（1）動物指導センターにて実施した不妊去勢手術

手術頭数	犬	１０５頭	（ 雄	４４頭、	雌	６１頭 ）
	猫	２０頭	（ 雄	９頭、	雌	１１頭 ）

（2）民間動物病院にて実施した不妊去勢手術費用の補助

補助頭数	犬	２１５頭	（ 雄	９４頭、	雌	１２１頭 ）
	猫	４０４頭	（ 雄	２１０頭、	雌	１９４頭 ）

4　子猫のミルクボランティア

センターに収容された乳飲み子猫を、譲渡に適する時期まで自宅等で一時飼養するミルクボランティアの協力を得て、子猫の譲渡を推進した。

ミルクボランティア預託件数	７件
預託頭数	２７頭
譲渡頭数	２７頭

5　茨城県動物愛護推進員制度

令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間、動物愛護に関心を持っている１０６名の方に「茨城県動物愛護推進員」を委嘱した。

動物愛護推進員は、独自企画での啓発活動や地域の動物愛護関係イベント等に参加し、動物愛護及び適正飼養の推進と啓発に貢献した。

Ⅱ　保護指導事業

1　狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射事務は、市町村事務であるが、狂犬病予防注射率の向上のために、市町村と連携して、登録と狂犬病予防注射を行っていない犬の飼い主への指導を行うとともに、ホームページや各種イベント等で犬の登録と狂犬病予防注射の啓発を実施している。

犬の登録と狂犬病予防注射頭数の推移は、資料９のとおり。

2　野犬化防止、飼い主不明犬・猫の対策

（1）飼い犬・猫の引取り業務

動物の愛護及び管理に関する法律第３５条に基づき飼い犬・猫の引取りを実施した。

なお、平成１６年１０月１日から、引取りを有料化した。現在の引取り手数料は下表のとおり。

種　　別		手数料	備　　考
窓　口 引　取	成犬・成猫	4,000 円	生後 91 日以上
	子犬・子猫	1,000 円	生後 90 日以内
飼養場所有料引取		7,000 円	成・子を問わず１頭につき

引取り場所はセンター窓口が原則であるが、特別の事情がありセンター窓口で所有権放棄できない場合には、飼い主宅での「飼養場所有料引取」を実施した。

（2）野犬、飼い主不明犬の捕獲・保護対策及び猫の保護対策

県民の安全を確保するため、また農作物・家畜等の財産被害を防止するため、野犬等の捕獲・保護を実施した。

犬の徘徊苦情相談には、地域重点パトロールを実施し捕獲・保護収容に努めた。負傷・衰弱した犬・猫を保護収容したほか、動物病院等からの輸送も実施した。

野犬、飼い主不明犬の捕獲・保護収容方法は、センターによる①通常捕獲②捕獲箱設置③けい留収容のほか、市町村・住民による④窓口保護がある。

猫についても、保護を必要とするものについては無料で収容した。

犬の捕獲・保護頭数は資料５、猫の保護頭数は資料７のとおり。

3　咬傷事故対策

（1）咬傷事故犬のけい留指導・捕獲作業

咬傷事故を起こした犬のうち、飼い主の判明している犬については、飼い主の責任でけい留管理させ、犬の正しい飼い方を指導した。

野犬及び飼い主不明の犬については、可能な限り速やかに捕獲作業を実施した。警察署・消防署からの緊急通報は優先的に対応した。

犬による咬傷事故概要

飼い主判明	内容			事故後の犬（頭）			被害者数（人）		
	総数	犬種	件数／頭数	放棄	継続	不明	家族	他人	計
	100	一般犬	88／88	0	100	0	1	103	104
		特定犬	12／12						

飼い主不明	内容			事故後の犬（頭）		
	総数	犬種	件数／頭数	捕獲	逃走	被害者数（人）
	0	一般犬	0／0	0	0	0
		特定犬	0／0	0	0	

※　水戸市内での発生分を除く

（2）事故調査と再発防止指導、被害者等の救済

犬による咬傷事故を調査分析し、発生原因を突き止めて再発防止を図った。事故は、犬の性格、けい留方法、人の接し方等が複雑に関連し発生しているため飼い主に対して再発防止策を指導した。

特定犬は、①犬種　②大きさ　③咬傷歴で指定され、一般の犬と比べて厳重な飼養管理を義務付けている。特定犬の頭数は資料６のとおり。

被害者に対しては、正確な狂犬病情報を提供し、安心して治療に専念できるよう配慮した。併せて事故犬の処遇についても経過報告し、心理的圧迫を取り除くようにした。また、飼い主不明犬による事故では、速やかな犬の捕獲に努めた。

咬傷事故の原因（延べ数　複数の原因が関連して事故になっている。）

Ⅰ　人に起因		Ⅱ　犬に起因		Ⅲ　管理に起因		Ⅳ飼い主不明犬	
①　犬にさわろうとして	12	①　雌犬発情で興奮状態	0	①　放し飼い（逃走中）	39	①　徘徊犬	0
②　飼い犬をかばった	1	②攻撃的な性格・咬傷癖	0	②引き綱での運動中制御不能	28		
③　過って接触した	0	③警戒心が強い・臆病	0	④　訪問者の通行域にけい留	6		
⑤　子犬にさわろうとした	0	④出産直後の警戒状態	0	④鎖・引き綱が長すぎた	3		
⑥　食事中の犬に手を出した	0	⑤その他	0	⑤引き綱なしでの運動中	1		
⑦　その他	2			⑥接近しやすい場所・構造	6		
				⑧　運動･餌不足等劣悪環境	0		
				⑨　ランニングチェーン	0		
				⑩　その他	2		
計	15	計	0	計	85	計	0

※　水戸市を除く

（3）狂犬病サーベイランス

咬傷事故を起こした飼い主不明犬については、「狂犬病」を監視するため１４日間の抑留を実施し、異常がないことを確認する。

飼い主不明犬による被害者に対しては、加害犬の検診結果を報告し、十分なケアを実施する。

4　犬・猫の逸走・保護対策

（1）公表関係

捕獲・保護した成犬・成猫の情報については当センターの掲示板及びホームページで公開し、写真も公表した。

また、市町村等の関係機関にも情報提供し、庁舎内での掲示等を依頼している。

（2）逸走・保護情報の照合作業

犬・猫を保護している人などから寄せられた「保護情報」と、飼い主からの「逸走届」及びセンターの捕獲・保護情報を照合し、飼い主の発見に努めているが、首輪に鑑札・注射済票等の所有者情報を示す標識がついていない場合が多く、返還頭数は少ない。

犬・猫の飼い主への返還頭数

犬		猫	犬・猫合計
登録犬	未登録犬	2	55 頭
27	26		

※　水戸市収容の動物を除く

（3）負傷動物の収容

動物の愛護及び管理に関する法律第３６条に基づき、負傷した犬・猫等を収容・治療し、飼い主への返還に努めた。

負傷動物収容件数

動物 ／月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
犬（頭）	1	3	1	2	2	4	1	2	2	1	1	4	24
猫（頭）	11	8	15	16	6	13	9	10	4	5	6	8	111
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	11	16	18	8	17	10	12	6	6	7	12	135

※　水戸市を除く

5　犬・猫についての困りごと相談受付

犬の放し飼い、鳴き声被害、悪臭苦情、猫の飼い方指導など多岐にわたる電話相談を受付した。

困りごと相談受付状況

相談項目	人身等の被害	徘徊	捨て犬	放飼い	騒音悪臭	負傷動物	野犬等の繋留	その他	所有権放 棄	猫 苦情相談	その他の動物	計
件数	14	248	0	49	76	29	227	160	1	498	10	1,312

※　水戸市を除く

6　動物の管理及び処分業務

（1）管理業務

捕獲した犬については、公表期間内に飼い主へ返還されない場合、譲渡登録団体等への譲渡又は殺処分となる。センターに収容した犬の飼養衛生管理業務については民間業者に委託している。

（2）処分業務

センターに収容された犬・猫については、返還及び譲渡に努め、致死処分を実施しなかった。

犬・猫の年度別収容頭数・返還頭数・処分頭数は、資料８のとおり。

（3）犬・猫の収容頭数及び処分頭数の減少化

平成１６年１０月から飼い犬・猫の引取りを有料化するとともに、平成２２年度から定時定点引取を廃止し、引取り場所を当センター窓口に一元化して収容頭数の減少を図っている。

また、収容した犬・猫については、飼い主への返還やボランティア等への譲渡に努め、致死処分を実施しなかった。

年　度	収容頭数			収容中死亡頭数		
	犬	猫	計	犬	猫	計
６年度 ※	954	624	1,578	26	103	129
７年度 ※※	565	731	1,296	10	49	59
増　減	△389	107	△282	△16	△54	△70

※　　水戸市を除く

※※　水戸市からの猫の収容を含む

7　多頭飼養届の受理業務

平成１８年６月から、犬を１０頭以上飼養している者に、平成２６年７月からは、犬または猫を１０頭以上飼養している者に多頭飼養届出を義務づけている。

多頭飼養者に対しては、定期的な現地確認を行い、適切な飼養管理の助言・指導に努めた。

年　度	６年度　※	７年度　※
新規件数	8	19
廃　止	21 ※※	10 ※※
年度計	80 件	89 件

※　　水戸市を除く

※※　現地調査のうえ、廃止とみなした件数を含む(令和６年度７件、令和７年度５件)

8　動物取扱業の登録等

第一種動物取扱業者に対する新規登録申請及び登録後５年目の登録更新申請に伴う立ち入り調査や第二種動物取扱業者に対する届出に伴う立ち入り検査のほか、年間の監視指導の目標件数を定めた監視指導計画に基づいた計画的な立ち入り検査を行うなど、動物取扱業者に対する適正な飼養管理を指導した。

また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第１０条に規定される動物取扱責任者研修を開催し、第一種動物取扱業者の法令遵守徹底及び資質向上を図った。

（１）第一種動物取扱業の登録申請受付件数及び登録件数等

		年度当初登録件数	申　請	登　録（※２）	廃　止	年度末登録件数	調査・監視件数(※３)
事業者数(※１)		1,283	121	120	91	1,306	283
業種内訳	販　売	713	56	56	57	712	231
	保　管	704	70	69	41	732	170
	貸出し	65	4	4	10	59	33
	訓　練	108	16	17	5	120	32
	展　示	127	20	21	13	135	64
	その他	5	4	5	1	9	16
	合　計	1,722	170	172	127	1,767	546

※１　施設で複数の業種を登録している場合もあるため、
　　年度当初登録件数＋登録数－廃止数≠年度末登録件数

※２　登録数には令和６年４月１日以前の申請分も含む

※３　調査・監視件数は申請に伴う調査件数と申請時以外の監視件数の合計

（２）動物取扱責任者研修実施結果

回　　数　計　７回

（筑西市:１回、行方市:１回、牛久市:２回、水戸市:３回）

受講者数　計　３６８名

（３）第二種動物取扱業の届出受付件数等

		年度当初届出件数	届出受付件数	廃止件数	年度末届出件数
事業者数		58	12	3	67
事業内訳	譲渡し	49	10	3	56
	保　管	12	1	0	13
	貸出し	3	0	0	3
	訓　練	3	0	0	3
	展　示	9	2	0	11
	合　計	76	13	3	86

9　特定動物の飼養許可

特定動物の飼養又は保管の許可申請に伴って飼養施設の立入調査及び指導を行った。また、許可申請時以外にも監視を行い特定動物の適正な管理の確保を図った。

特定動物の許可申請件数及び許可件数

項目 / 飼養目的	年度当初施設数	申請数	許可	廃止	年度末施設数	調査・監視件数
愛がん	14	1	4	1	13	9
販売	71	28	29	4	67	428
展示	36	17	17	1	35	216
試験研究	8	1	1	0	8	3
その他	0	0	0	0	0	0
合計	129	47	51	6	123	656

資料１　　令和７年度　動物なんでも相談件数

	犬	猫	ホ乳	鳥	爬虫	両生	魚	昆虫	その他	累計
登録・法令	24	4	0	0	0	0	0	0	0	28
死亡・霊園	10	7	2	0	0	0	0	0	0	19
飼い方・しつけ方について	82	54	2	1	0	0	0	0	0	139
病気・ワクチン・不妊去勢手術等	3	9	1	0	0	0	0	0	0	13
放棄相談	86	68	1	1	0	0	0	0	0	156
保護動物の引き取り依頼（窓口）	37	168	1	1	0	0	0	0	0	207
動物の逸走に関する問い合わせ	106	64	0	1	0	0	0	0	0	171
動物の逸走（データ登録）	350	431	0	17	5	0	0	0	0	803
動物の保護に関する問い合わせ	78	84	2	4	1	0	0	0	0	169
動物の保護（データ登録）	495	168	5	9	0	0	0	0	0	677
動物を飼いたい	111	27	0	1	0	0	0	0	0	139
動物をあげたい	37	108	3	2	0	0	0	0	0	150
ノラ猫・野生動物等の侵入・対応策	14	319	1	1	0	0	0	0	0	335
虐待	23	12	0	0	0	0	0	0	0	35
咬傷事故通報	32	3	1	0	0	0	0	0	0	36
動物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	204	204
特定動物	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
その他	174	129	7	11	2	0	0	0	0	323
累　　計	1,662	1,655	26	49	8	0	0	0	212	3,612

資料 ２　　令和７年度　動物愛護教室

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	対　　象
1	6月10日	取手市	91	小学校　低学年
計			91	※　実施学校数1校

資料 ３　　令和７年度　動物ふれあい教室

回数	実施月日	実施場所	参加組数	参加人数	対　　象
1	6月28日	動物指導センター	1	2	児童及び保護者
2	7月12日	動物指導センター	1	3	
計			2	5	

資料 ４　　令和７年度　適正飼養推進事業

イベント等

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	イベント名
1	9月23日	つくば市	100	つくばわんdayドッグフェス
2	10月13日	笠間市	600	笠間浪漫：陶芸とグルメの秋祭り
3	11月2日	取手市	300	とりで産業まつり
4	11月3日	ひたちなか市	600	ひたちなか動物愛護フェスタ
5	11月3日	桜川市	200	県西地区動物愛護フェスティバル
6	11月9日	石岡市	300	いしおか秋のＴＲＹフェス
計			2,100	

出張講座

回数	実施月日	実施市町村	対象人数	対　　象
1	10月17日	鹿嶋市	44	包括支援センター関係者
2				
計			44	

資料 5　　犬の収容頭数と内訳

					6年度　※1	7年度　※1	比較
犬	引取り	窓　口　※2		成犬	0	0	0
				子犬	4	0	△ 4
		飼養場所　※2		成犬	3	1	△ 2
				子犬	0	0	0
		計		成犬	3	1	△ 2
				子犬	4	0	△ 4
	引取り合計				7	1	△ 6
	捕獲保護	捕獲業務	通常捕獲	成犬	39	38	△ 1
				子犬	123	44	△ 79
			捕獲箱	成犬	171	69	△ 102
				子犬	130	68	△ 62
			けい留	成犬	199	147	△ 52
				子犬	220	103	△ 117
		市町村・住民等が保護したもの	窓　口	成犬	36	39	3
				子犬	29	56	27
			依頼引取り	成犬	0	0	0
				子犬	0	0	0
		計		成犬	445	293	△ 152
				子犬	502	271	△ 231
	※3　捕獲・保護合計				947	564	△ 383
犬収容頭数計				成犬	448	294	△ 154
				子犬	506	271	△ 235
合計					954	565	△ 389

※1　水戸市を除く
※2　平成16年10月1日から有料化（平成27年度に額改定）
　　窓口引取手数料　　成犬　4,000円／頭　　子犬　1,000円／頭
　　飼養場所引取手数料　　7,000円／頭
※3　捕獲・保護計には、負傷・衰弱した犬の収容頭数も含まれる。

資料 6　　特定犬飼養頭数

（令和７年11月30日現在）

特定犬の内訳		頭　数
①指定犬種	秋田犬	769
	土佐犬	162
	紀州犬	102
	ジャーマン・シェパード	309
	ドーベルマン	111
	グレートデン	56
	セントバーナード	54
	アメリカン・スタッフォード・シャー・テリア	198
②体長・体高で指定		175
③知事指定		0
合　計		1,936

資料 7　　猫の引取り・保護状況

					６年度　※１	７年度　※２	比較
猫	引取り	窓　口　※３		成猫	0	0	0
				子猫	0	0	0
		飼養場所　※３		成猫	0	0	0
				子猫	0	0	0
		計		成猫	0	0	0
				子猫	0	0	0
	引　取　り　合　計				0	0	0
	保　護	※４ 市町村・住民等が保護したもの	窓　口	成猫	58	165	107
				子猫	566	566	0
			依　頼引取り	成猫	0	0	0
				子猫	0	0	0
			計	成猫	58	165	107
				子猫	566	566	0
	保　護　合　計				624	731	107
猫　収　容　頭　数　計				成猫	58	165	107
				子猫	566	566	0
合　計					624	731	107

※１　水戸市を除く
※２　水戸市からの収容を含む
※３　平成16年10月１日から有料化（平成27年度に額改定）
　　窓口引取手数料　　成猫　4,000円／頭　　子猫　1,000円／頭
　　飼養場所引取手数料　　7,000円／頭
※４　市町村役場・住民が飼い主不明として保護処置を求めたもので、負傷・衰弱して保護収容した猫の頭数も含まれる。

資料 8　　年度別　犬・猫の収容・返還・譲渡・殺処分の状況

		28	29	30	元	2 ※1	3 ※1	4 ※1	5 ※1	6 ※1	7 ※2	直近年度比較
犬	収容頭数	1,628	1,325	1,426	1,421	1,063	985	1,062	907	954	565	△ 389
	返還頭数	152	122	128	149	133	114	137	97	74	53	△ 21
	譲渡等	899	828	985	1,184	915	780	892	777	815	557	△ 258
	殺処分頭数	612	338	235	144	35	31	27	22	26	10	△ 16
猫	収容頭数	2,272	1,758	1,515	1,338	1,401	1,080	1,077	787	624	731	107
	返還頭数	1	6	2	2	9	1	12	2	5	2	△ 3
	譲渡等	597	1,281	1,284	940	1,039	890	867	617	523	666	143
	殺処分頭数	1,679	375	211	424	337	174	235	161	103	49	△ 54
犬・猫合計	収容計	3,900	3,083	2,941	2,759	2,464	2,065	2,139	1,694	1,578	1,296	△ 282
	返還計	153	128	130	151	142	115	149	99	79	55	△ 24
	譲渡計	1,496	2,109	2,269	2,124	1,954	1,670	1,759	1,394	1,338	1,223	△ 115
	殺処分計	2,291	713	446	568	372	205	262	183	129	59	△ 70

（注）収容期間が年度を跨ぐことなどにより、収容頭数と返還・譲渡・殺処分頭数の計は一致しない。
　　殺処分頭数には、致死処分以外に、収容中死亡頭数が計上されている。

※1　水戸市を除く

※2　水戸市からの猫の収容を含む

資料 9　　年度別　犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移

	28	29	30	元	2 ※	3 ※	4 ※	5 ※	6 ※	7 ※
登録	173,117	169,557	169,835	167,083	152,564	150,282	147,211	145,621	142,957	140,918
注射	116,137	113,081	107,174	105,154	90,824	93,539	91,736	90,800	92,740	90,437

※水戸市を除く

資料 10　　特定動物の飼養目的別許可件数及び許可頭数

令和８年３月３１日現在

| 飼養目的 | | 合計 | ガビアル科全種 | アリゲーター科 | メガネカイマン | クチヒロカイマン | アリゲーター科全種 | ナイルワニ | クロコダイル科全種 | クロコダイル科 | ガビアル科全種 | 交雑種 | とかげ目　ボア科　交雑種 | とかげ目　にしきへび科　交雑種 | クサリヘビ科全種 | マンシャンピットバイパー | コブラ科全種 | オオアナコンダ | ボア・コンストリクトル（ボアコンストリクター） | モレリア・キングホルニ（オーストラリアヤブニシキヘビ） | アメジストニシキヘビ | ビュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ） | ビュトン・レティクラトウス（アミメニシキヘビ） | ビュトン・モルルス（インドニシキヘビ） | ビルマニシキヘビ | コモドオオトカゲ | ハナブトオオトカゲ | オオトカゲ科 | メキシコドクトカゲ | アメリカドクトカゲ | どくとかげ科全種 | どくとかげ科 | 交雑種 | かみつきがめ科　交雑種 | カミツキガメ科全種 | ワニガメ | かみつきがめ科全種 | かみつきがめ科 | 交雑種 | たか目　たか科　交雑種 | ハリアエトウス・アルビギルラ（オジロワシ） | ステファノアエトウス・コロナトウス（カンムリクマタカ） | ポレマエトウスベルリコスス（ゴマバラワシ） | ニサエトウス・ニパレンスイス（クマタカ） | ハリアエトウス・ヴオキフェル（サンショクウミワシ） | ハリアエトウス・ペラギクス（オオワシ） | ハリアエトウス・レウコケファルス（ハクトウワシ） | ギュプス・ルエペルリイ（マダラハゲワシ） | アクイラ・ヴェルレアウクスイイ（コシジロイヌワシ） | アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ） | アクイラ・ニパレンスイス（ソウゲンワシ） | アクイラ・ファスキアタ（ボネリークマタカ） | アクイラ・クリュサエトス（イヌワシ） | サルコランフス・パパ（トキイロコンドル） | コンドル科 | ひくいどり科全種 | ひくいどり目 | ギラファ・カメロパルダリス（キリン） | きりん科 | かば科全種 | かば科 | 偶蹄目 | さい科全種 | さい 科 | 奇蹄目 | ぞう科全種 | ぞう 科 | 長鼻目 | 食肉目　ねこ科　交雑種 | 交雑種 | パンテラ属（ヒョウ属）全種 | ヒョウ | ジャガー | ベンガルトラ | ライオン | ブチハイエナ | ブチハイエナ属（ビューマ属）全種 | ビューマ | レプタイルルス・セルヴァエル（サーバル） | カラカル・カラカル（カラカル） | ねこ科 | ツキノワグマ | ヒグマ | くま科全種 | くま 科 | チンパンジー | パン属（チンパンジー属）全種 | ひと 科 | シロテテナガザル | てながざる科全種 | てながざる 科 | ニホンザル | シシオザル | ブラッザグエノン | ミドリザル | サバンナモンキー | ケルコピテクス属（オナガザル属）全種 | マカカ属（マカク属）全種 | おながざる科 | アテレス属（クモザル属）全種 | アテリザエ科 | ジェフロイクモザル | 交雑種 |
|---|---|---